

倉浜衛生施設組合最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 工事概要

(1) 目的：

本工事は、倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場 長寿命化計画に基づき、最終処分場浸出水処理施設の設備更新及び低下した処理能力の回復のために処理設備の設計・施工を行う工事である。

最終処分場は、ごみ焼却施設(熱回収施設)から出る飛灰固化物等の埋立て処理を行う施設であり、浸出水処理施設は、最終処分場から発生する様々な物質を含んでいる浸出水を河川に放流可能な水に処理する施設であるが、使用開始から 25 年が経過し、施設の老朽化や浸出水の処理能力低下等が課題となっており、改善が求められている。

(2) 工事名：倉浜衛生施設組合最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事

(3) 工事箇所：倉浜衛生施設組合 最終処分場 敷地内

(4) 工事内容：本工事は、事業者提案に基づき、最終処分場浸出水処理施設の設計・施工を一括発注方式で行う。なお、令和 5 年度は実施設計及び埋立地内キャッピング等工事を工事範囲とし、それ以外の工事は令和 6 年度以降の工事範囲とする。

(5) 令和 5 年度工事内容：①実施設計の作成。

②埋立地内キャッピング等工事（施工範囲：13,000 m²）

構造は下記を原則とする。

舗 装：〔細粒度アスコン（13） t = 5 c m〕

路 盤：〔粒度調整碎石（M-30） t = 10 c m〕

(6) 提案上限額： 令和 5 年度分 1 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税込み）

令和 6 年度以降分 8 2 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税込み）

合 計（工事全体） 9 3 6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税込み）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(7) 工期：令和 5 年度 契約日の翌日～令和 6 年 3 月 31 日

令和 6 年度以降：令和 6 年 8 月着手を目途とし、工事期間は提案事項とする。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 公示日現在から契約候補者特定の日まで、沖縄市・宜野湾市・北谷町において入札参加資格の停止措置を受けていないこと。

(3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でない者。

(6) 過去に元請としての同種または類似工事实績を有すること。

同種または類似工事とは、平成 24 年度以降に完了したもので、国又は地方公共団体が発注した、浸出処理施設（その他類似施設等）の設計、施設・設備工事等を受注した実績とする。

(7) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。

(8) 最新の経営事項審査「清掃施設工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

3. 日程

(1) 公募開始及び実施要領配布期間：令和 5 年 1 月 27 日(金)～2月13日(月)

(2) 質問書の受付期間：令和 5 年 1 月 27 日(金)～2月6日(月) 正午まで

(3) 質問書に対する回答：令和 5 年 2 月 10 日(金)※予定

(4) 参加申請書及び必要書類の提出期限：令和 5 年 2 月 13 日(月) 正午まで

(5) 第 1 次審査（書類審査）：令和 5 年 2 月 14 日(火)※予定

(6) 第 1 次審査結果通知：令和 5 年 2 月 15 日(水)※予定

(7) 企画提案書の受付期間：令和 5 年 2 月 15 日(水)～2月28日(火) 正午まで

(8) 第 2 次審査（プレゼンテーション及びビジュアル）：令和 5 年 3 月 8 日(水)※予定

(9) 最終結果通知：令和 5 年 3 月 10 日(金)※予定

(10) 契約締結予定：令和 5 年 3 月下旬 ※予定

4. 参加申請書及び企画提案書・提出部数

(1) 参加申請書 原本1部

ア 参加申請書（様式第1号）

(2) 必要書類（提出様式） 原本1部、副本1部

ア 会社概要（様式第2号）

イ 工事实績調書（様式第3号）

※受注工事の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること

ウ 設計管理者の資格・実績等調書（様式第4号）

※保有資格を証明する資格証（写し）等を添付すること。

エ 施工監理者の資格・実績等調書（様式第5号）

※保有資格を証明する資格証（写し）等を添付すること。

オ 各種法人税を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）

カ 資本金を証明できる書類（直近のもの）

キ 会社のパンフレット等があれば提出（構成員含む）

(3) 企画提案書（任意様式）原本1部、副本7部、電子データ〔PDF等〕一式【CD-R】

下記のテーマについて、提案内容をまとめること。

ア 提出テーマ（項目ごとに1ページ程度）※A4もしくはA3用紙

① 水処理管理

② 機器配置・動線

- ③ 安定処理
- ④ 設計・工事工程
- ⑤ 品質・安全管理
- ⑥ 地域振興
- ⑦ その他提案事項

イ 添付書類

- ① 工事全体にわたるスケジュール（任意様式）
- ② 本工事（工事全体分及び令和5年度分）に係る参考見積書（任意様式）
※工事全体分と令和5年度分を分けて提出すること。
- ③ 本工事（工事全体分及び令和5年度分）に係る参考見積内訳書（様式第7号）

5. 参加申請書及び企画提案書の提出方法

- (1) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。

ア. 提出先：倉浜衛生施設組合管理棟2階 業務第二課 最終処分場係 担当：新垣・新里
所在地：〒904-2141 沖縄県沖縄市字池原3394番地
電話番号：098-921-0883

イ. 参加申請書及び必要書類の受付期間：令和5年1月27日（金）～2月13日（月）正午まで

ウ. 企画提案書受付期間：令和5年2月15日（水）～2月28日（火）正午まで

6. 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照。

- (1) 受付期間：令和5年1月27日（金）～2月6日（月）正午まで

- (2) 提出方法：質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

※Microsoft Wordで読み込み可能なファイルにて提出してください。

- (3) 回答日：2月10日（金）※予定

- (4) 回答方法：倉浜衛生施設組合公式ホームページに掲載

※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。

- (5) 提出先アドレス：shobunjou@kurahama.or.jp

7. 審査概要

- (1) 第1次審査（書類審査）

提出された参加申請書を下記(4)で示す審査基準及び配点に基づいて事務局で審査を行う。応募者多数の場合は、第1次審査の得点上位3者程度を選定するものとする。

- (2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を行うため、プレゼンテーションを実施し、下記(4)で示す審査基準及び配点に基づいて評価委員会で審査し、第1次審査及び第2次審査の合計点により、最も優れている提案者を選定する。

- ①開催場所 倉浜衛生施設組合3階 大会議室

- ②出席者 各社 4 名以内
- ③発表時間 各社 30 分以内
- ④質疑応答 10 分程度
- ⑤発表順 企画提案書の提出が早い提案者から順に、希望に沿った発表順とする。
- ⑥その他 プロジェクター及びスクリーンは当組合で用意するが、その他プレゼンテーション等に必要な機材については提案者が手配すること。
プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書に記載した内容に沿って作成すること。企画提案書に記載のない事項について説明があった場合、その事項は評価しないので注意すること。

(3) 審査結果の通知

①第 1 次審査

審査結果及びヒアリング等（プレゼンテーション）の実施について、書面により通知する。

②第 2 次審査

審査結果（選定結果）を書面により通知する。

(4) 審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

①第 1 次審査

評価項目	評価事項	配点
基本事項（企業）	企業信頼度（資本金）	30
	企業信頼度（経営年数）	
	地域精通度（構成市町※1 内もしくは沖縄県内に本社・支社・営業所があるか、または企業体に含んでいるか）	
	工事実績（同種・類似）	
技術者の実績等	設計管理者の設計実績（同種・類似工事※2※3）	
	施工監理者の工事実績（同種・類似工事※2※3）	

※1 構成市町：沖縄市・宜野湾市・北谷町

※2 工事実績（同種）：最終処分場 浸出水処理施設の基幹改良工事

工事実績（類似）：最終処分場 浸出水処理施設の新設工事、

または、し尿処理施設の新設・基幹改良工事

※3 同種・類似の工事実績がない場合は、0 点とする。

②第 2 次審査

評価項目	評価事項	配点
維持	水処理管理 浸出水処理施設の処理設備（水槽・機器等）の維持管理性（ローメンテナンス、交換・清掃の容易性等）を評価する。	23

管 理 性	機器配置・動線	浸出水処理施設の処理設備（機器・付帯設備・配管等）の更新にあたり、機器配置・動線の維持管理性（機器点検・修繕作業の容易性、動線の安全性等）を評価する。	
	安定処理	近年の流入水質実績において、設定値を超える場合や全窒素（T-N）等の増加傾向が見受けられるため、処理施設の安定的な水処理を行うための具体的な提案がなされているか評価する。	
施 工 性 ・ 経 済 性	設計・工事工程	設計及び工事工程において、工程上重要なポイント（設計完了時期、全体工期の設定等）が適切に設定されていることを評価する。また、工事期間中の浸出水処理および埋立作業を継続できるよう仮設計画が提案されているかを評価する。	47
	品質・安全管理	本施設特有の状況（立地・流入水質実績等）を踏まえて、施工方法及び品質・安全管理方法が適切であることを評価する。また、現場及び地域、農業従事者等に対する安全が確保された提案となっているかを評価する。	
	地域振興	構成市町内の企業等への施工配分及び地元資材の活用を評価する。	
	その他 提案事項	その他、地域、組合にとって、有益な提案を評価する。	
	価格項目	価格評価は参考見積提案率により行う。 工事全体見積額と令和5年度見積額に分けて評価する。	

(5) 判定および契約候補者の選定

判定は、第1次審査の評価点及び評価委員会において審査する第2次審査の評価点により行い、評価点が高最も高い提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。

(6) 提案が1者のみの場合における選定方法

提案が1者のみの場合においても、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 参考見積書の金額が、設定された提案上限額を超過した場合
- (6) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

9. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

倉浜衛生施設組合は、評価委員会が選定した者を、本工事に係る契約候補者として特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項、または、第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市・宜野湾市・北谷町から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、倉浜衛生施設組合の定める本工事に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本工事の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ②本工事の実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により当組合がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- ③令和6年度以降の契約については、倉浜衛生施設組合議会（以下「倉浜議会」とする。）等にかかる諸事務手続きを経たのち、契約候補者の提案内容をもとに、契約候補者と当組合と協議して決定することとなるので留意すること。
- ④契約金額によっては、倉浜議会の議決をもって本契約となる。

10. その他の留意事項

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差し替え等は、原則認められない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

1 1. 配布資料

- ・発注仕様書
- ・添付資料
 - 1 放流位置図
 - 2 埋立処分量
 - 3 浸出水発生量・処理量
 - 4 環境測定結果
 - 5 用役使用量
 - 6 浸出水処理施設精密機能検査報告書（H24）
 - 7 生物処理水槽内の架台状況
 - 8 機器仕様一覧
 - 9 更新対象設備一覧表（案）
 - 10 浸出水処理施設 完成図書
 - 11 埋立地 完成図書
 - 12 残余容量調査結果（最新）